

# 吉川市都市計画マスタープラン（改定案）

～みなさんのご意見をお寄せください～

## 1 はじめに

本市では、平成12年3月に策定した「吉川市都市計画マスタープラン（平成24年3月一部改定）」が令和3年度に目標年次を迎えることから、社会経済情勢の変化やSDGs（持続可能な開発目標）の推進等に対応し、市民等の幸福実感の向上を目指すため、都市計画マスタープランの改定を行うことになりました。

このたび、「吉川市都市計画マスタープラン改定案」を作成しましたので、みなさんのご意見をぜひお寄せください。

## 2 意見募集概要

### (1) 意見募集の期間

令和3年11月18日(木)から令和3年12月17日(金)まで

### (2) 意見の提出方法

閲覧場所に設置してあるパブリック・コメント意見提出用紙または任意の用紙に「氏名」、「住所」を明記し、①直接、②郵送、③FAX、④Eメールにてご提出ください。

①直接	都市計画課（市役所2階）、市役所1階市政情報コーナー、中央公民館、おあしす、駅前市民サービスセンター、旭地区センター、東部地区公民館、総合体育館、平沼地区公民館、美南地区公民館
②郵送	〒342-8501 吉川市きよみ野一丁目1番地 吉川市役所 都市計画課 宛 ※12月17日(金)の消印有効
③FAX	048-981-5392
④Eメール	toshikei2@city.yoshikawa.saitama.jp

### (3) 意見の公表

令和4年1月下旬を目途にホームページ等で公表予定

### (4) 留意事項

- 記載いただきました個人情報については、提出されたご意見の内容を確認させていただく場合に利用します。また、個人情報は吉川市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。
- ご意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- 電話や口頭によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

### 3 吉川市都市計画マスタープラン（改定案） 概要資料

#### （1）都市計画マスタープランとは

吉川市がめざす都市の将来像を示し、市民・事業者・行政等が、都市の将来像を共有し、その実現に向けて、協働して都市づくりを進めていくための大切なプランです。

- ・ 都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき、市民参画のもと、「本市の都市計画に関する基本的な方針」として本市が主体的に定める法定計画です。
- ・ 都市計画マスタープランは、本市の最上位計画である「総合振興計画」と埼玉県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等に即して定めます。

#### （2）都市計画マスタープランの役割

##### ○都市の将来像の明確化

長期的な視点に立った市全体と地域別の将来像とその実現に向けた整備方針等を示します。

##### ○本市の主体的な都市づくりの推進

本市における主体的な都市づくりの推進に向けた、都市計画の決定・変更や都市づくりに関する施策・事業の企画立案のよりどころとなります。

##### ○都市づくりの総合性・一体性の確保

長期的な視点に立った本市の都市づくりの指針として、各種計画等と整合・連携を図りながら、都市づくりの総合性・一体性を確保します。

##### ○市民等と協働する都市づくりの推進

都市計画マスタープランは、市民意向調査やパブリック・コメント等の市民参画により、市民等の意向や意見等を取り入れて定めています。

都市づくりの推進にあたって、市民・事業者・行政等が、都市の将来像を共有し、それぞれの役割と責任に応じた、協働による都市づくりの取組みを推進します。

#### （3）目標年次

吉川市都市計画マスタープランの目標年次は、長期的な都市の将来像を展望し、概ね 20 年後の令和 24 年（2042 年）とします。なお、計画期間内であっても上位計画との整合性の確保や社会経済情勢の変化等を踏まえて柔軟に改定を行うものとします。

#### （4）全体構成

吉川市都市計画マスタープランは、「第 1 章：吉川市の現況」、「第 2 章：都市づくりに関する市民意向」、「第 3 章：吉川市の主要課題」、「第 4 章：吉川市の将来都市像」、「第 5 章：全体構想」、「第 6 章：地域別構想」、「第 7 章：将来都市像の実現に向けて」により構成します。

##### 【お問合せ先】

吉川市 都市計画課 都市計画担当

電話：048-982-9903